則第四十三条の規定の例により燃料費調整を行った各月の額を次の表の割合により加重平均した額

〔略〕

2　平成二十六年四月一日以後に旧認定を受けた発電に係る特定契約に基づき調達した再生可能エネルギー電気に係る交付金の額の算定に係る回避可能費用単価は、次に掲げる電気事業者の種類に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一　旧一般電気事業者　次の表の上欄に掲げる電気事業者ごとに、同表の下欄に掲げる額についてみなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則第四十三条の規定の例により燃料費調整を行った額

北海道電力株式会社	一キロワット時当たり一・三三円
東北電力株式会社	一キロワット時当たり九・三九円
東京電力エナジーパートナー株式会社及び東京電力パワーグリッド株式会社	一キロワット時当たり一・七三円
中部電力株式会社	一キロワット時当たり一・九九円
北陸電力株式会社	一キロワット時当たり七・一九円
関西電力株式会社	一キロワット時当たり八・〇六円
中国電力株式会社	一キロワット時当たり八・三二円
四国電力株式会社	一キロワット時当たり八・八二円
九州電力株式会社	一キロワット時当たり九・七一円
沖縄電力株式会社	一キロワット時当たり九・五四円

二　旧特定電気事業者、旧特定規模電気事業者及び小売電気事業者　次のイに掲げる額をロに掲げる額により増額又は減額したもの

イ　一キロワット時当たり一〇・二三円

ロ　各旧一般電気事業者がみなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則第四十三条の規定の例により燃料費調整を行った各月の額を前項第二号ロの表の割合により加重平均した額

則第四十三条の規定の例により燃料費調整を行った各月の額を次の表の割合により加重平均した額

〔略〕

2　平成二十六年四月一日以後に旧認定を受けた発電に係る特定契約に基づき調達した再生可能エネルギー電気に係る交付金の額の算定に係る回避可能費用単価は、次に掲げる電気事業者の種類に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一　旧一般電気事業者　次の表の上欄に掲げる電気事業者ごとに、同表の下欄に掲げる額についてみなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則第四十三条の規定の例により燃料費調整を行った額

北海道電力株式会社	一キロワット時当たり一・三三円
東北電力株式会社	一キロワット時当たり九・三九円
東京電力エナジーパートナー株式会社及び東京電力パワーグリッド株式会社	一キロワット時当たり一・七三円
中部電力株式会社	一キロワット時当たり一・九九円
北陸電力株式会社	一キロワット時当たり七・一九円
関西電力株式会社	一キロワット時当たり一・三七円
中国電力株式会社	一キロワット時当たり八・三二円
四国電力株式会社	一キロワット時当たり八・八二円
九州電力株式会社	一キロワット時当たり九・七一円
沖縄電力株式会社	一キロワット時当たり九・五四円

二　旧特定電気事業者、旧特定規模電気事業者及び小売電気事業者　次のイに掲げる額をロに掲げる額により増額又は減額したもの

イ　一キロワット時当たり一〇・八〇円

ロ　各旧一般電気事業者がみなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則第四十三条の規定の例により燃料費調整を行った各月の額を前項第二号ロの表の割合により加重平均した額

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この告示による改正後の規定は、電気事業者が平成二十九年八月一日以後に特定契約に基づき調達した再生可能エネルギー電気に係る交付金の額の算定から適用し、電気事業者が同日前に特定契約に基づき調達した再生可能エネルギー電気に係る交付金の額の算定については、なお従前の例による。

○国土交通省告示第七百二十七号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二十八条第七項において準用する第二十五条の五十の規定に基づき、一般社団法人日本海事検定協会から登録事項の変更の届出があったので、同法第二十八条第七項において準用する第二十五条の六十二第二号の規定により、公示する。

平成二十九年八月一日

国土交通大臣　石井　啓一

船舶安全法第二十八条第七項において準用する第二十五条の五十の規定に基づき、一般社団法人日本海事検定協会から登録事項の変更の届出があった件

一　鹿児島第一事業所の変更

(一)　所在地の変更

変更前	鹿児島県鹿児島市住吉町十三番十三号
変更後	鹿児島県鹿児島市新屋敷町九番一号

(二)　変更年月日　平成二十九年七月十八日